

平成 29 年度 事業計画書

社会福祉法人 いわき市社会福祉協議会

【事業方針】

社会福祉法人制度改革における社会福祉協議会は、高い公益性が求められる社会福祉法人として、組織のガバナンス強化や透明性の向上等をすすめる必要があるとともに、地域福祉を推進する「協議体」としての特性を発揮して、社会福祉法人・福祉施設との協働による公益的な取り組みを推進することが期待されています。

一方で、生活困窮者自立支援制度における「困窮者支援」や介護保険制度の総合事業における「住民主体」の生活支援サービスの創設等への対応が求められており、これまで社会福祉協議会が実施してきた相談業務や地域の関係者とのネットワークづくりの実践などに積極的に取り組み、「誰もが住み慣れた地域で安全で安心して暮らし続けることができまち いわき」の実現に向け総合相談・生活支援体制の充実・強化を図っていく必要があります。

このような社会福祉協議会を取り巻く情勢を踏まえ、平成 29 年度も引き続き、次の項目を重点項目に定め当該項目に則した事業を展開していきます。

【重点項目】

1 あらゆる生活課題への対応

地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につながる支援やその仕組みづくりを行います。特に経済的困窮やひきこもり、孤立、虐待、権利侵害など地域の生活課題について、地域住民、民生委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体や行政など地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりを行い、解決や予防に向けて取り組みます。

(1) 主な実施事業

- ・ 住民支え合い事業（改編）
- ・ つながり・支え合う活動づくり事業（新規）
- ・ たすけあい子育てフードバンク事業
- ・ 福祉総合相談センター事業
- ・ 避難行動要支援者マップ作成事業
- ・ 緊急連絡カード（兼）救急医療情報キット配備事業

2 相談・支援体制の強化とアウトリーチの徹底

日常生活自立支援事業や生活福祉資金貸付事業、ボランティア活動、被災者支援事業、総合相談事業など幅広く地域住民の多様な生活課題を受け止め、行政や関係機関と連携を図りながら解決に努めるとともにアウトリーチ（地域に出向いていくこと）を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組んでいきます。

また、判断能力が十分でない方の権利を適切に擁護するため、新たに成年後見（法人後見）事業にも取り組んでいきます。

(1) 主な実施事業

- ・ 成年後見（法人後見）事業（新規）
- ・ 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）
- ・ 福祉総合相談センター事業
- ・ 生活資金貸付事業
- ・ 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）
- ・ 生活支援相談員配置事業（県社協受託事業）

3 地域のつながりの再構築

民生委員及び社会福祉施設との連携のもと日常生活圏域（行政区・自治会、小学校区等）を単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア活動センターの取り組みと一体となって、ボランティア・NPO団体、地域の各種団体と協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれをも排除しない地域づくりを進めていきます。

(1) 主な実施事業

- ・ 住民支え合い事業（改編）
- ・ つながり・支え合う活動づくり事業（新規）
- ・ つどいの場創出支援事業（新規）
- ・ ボランティア育成研修会・連絡会

成年後見制度における「法人後見事業」の実施について

近年、認知症高齢者の増加、知的障がい者や精神障がい者の地域生活移行などに伴い、親族や弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職などが判断能力の十分でない方々の支援者となり、本人の財産管理や身上監護（生活・医療・介護などに関する契約や手続き等）を行う「成年後見制度」の利用ニーズが増加している。

一方で、増大するニーズに対応する専門職後見人の受任者不足が懸念されてきていることから、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見の受任者となる「法人後見人」への期待が高まっており、いわき市においても「法人後見従事者養成講座」や「市民後見人養成講座」を開催し、後見人受任者の確保に努めている。

本会では、平成11年度より日常生活自立支援事業（あんしんサポート）を実施し、判断能力が十分でない方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者）の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の支援を行っている。

平成29年2月末現在の利用者は、66人（認知症高齢者21人、知的障がい者6人、精神障がい者30人、その他9人）となっており、過去5年間で利用者数（平成23年度末30人）が倍増している。

しかし、利用者の判断能力が低下していくことに伴い、権利をより適切に擁護するため成年後見制度に利用移行するケース（過去5年間で4件、平成28年度4件、現在準備中1件）も増えてきている。

これらのことを踏まえ、市内における後見人受任者の不足解消の一助及び日常生活自立支援事業利用者への切れ目のない継続した支援を行っていくため、本会においても平成29年4月1日より「法人後見事業」を実施する。

1 事業目的及び内容

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など意思決定が困難な人の判断能力を補うため、本会が後見人になり、成年被後見人等の財産管理や身上監護を中心とする権利擁護サービスを提供する。

2 事業対象者

いわき市在住で、他に適切な後見人等を得られない者のうち、次のいずれかの要件を満たす者。

- ・ 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の利用者
- ・ 市長申し立ての請求を行う者

3 事業実施方法

低所得者や負債を抱えているなど、資力に乏しく、後見人の引き受け手を見つけにくい方への対応が期待されていることを踏まえ、当面は、日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の利用者や成年後見制度市長申立てを行った方で適切な後見人等が得られない方を対象としていく。

日常生活自立支援事業（あんしんサポート）においては、利用者との信頼関係が既に構築されており、判断能力低下後も経過や状況を把握している本会が後見人になることによって、切れ目のない継続した支援が可能で、利用者が安心して生活を継続することができる。

また、法人で対応することにより、後見事務の透明性を確保し、安全性や信頼性を高めるとともに、他機関との連携により困難事例への対応も可能となる。

4 運営委員会の設置

後見業務の実施にあたり、受任の適否の判断、後見業務の指導を行い、適正な後見業務を担保するため運営委員会を設置する。

(1) 委員構成

- ・ 学識経験者
- ・ 法律関係者
- ・ 医療関係者
- ・ 福祉関係者
- ・ 行政関係者

5 財源措置

収入（報酬）は、個別ケースについて活動後となるが、目安としておおよそ1年後であることから、平成29年度当初予算には、利用料収入は計上せず、支援に係る事務経費のみ計上する。

- (1) 予算額 302 千円（事務消耗品費、運営委員会開催に係る経費、法人後見損害保険料、貸金庫利用料など）

【平成29年度新規事業】

(仮称) つながり・支え合う活動づくり事業の実施について

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、行政、医療、福祉、介護関係者等の連携のもと、市民参加型の取組みを積極的に推進していくことが求められる。

本市においては、地域住民や企業など多様な主体による生活支援サービスの充実をめざし、地域で暮らす高齢者をはじめ、子育て世代、子どもや障がい者など何らかの関わりやつながりを必要とする方々にどのような支援が求められているのかを共に考え、それに対してできる・やりたい・必要と考える「つながり・支え合う活動」の創出を支援し、すべての世代、多様な主体が活動に取り組むことにより、既存の支え合い活動やボランティア活動との有機的な連携や、身近な地域における社会参加の機会を増加し、共生社会の構築に資することを目的として実施する。

本会においては、平成27年から2か年に亘り実施した「いわき市住民支え合い活動づくりモデル事業」により創出された支え合い活動や高齢者見守り隊、その他既存のボランティア活動、民間企業、NPO法人、ボランティアグループ等による地域活動との有機的な連携をめざし、地域づくりにおける意識の統一をはかる場として、市内13圏域(旧市町村)を基準に「第2層協議体」を設置・運営することとする。

1 事業内容及び本会の役割

(1) 第2層協議体の設置・運営

- ア つながり・支え合う活動の必要性についてはたらきかけを含む勉強会
- イ 参加者による意見交換会・情報交換会
- ウ 参加者交流会
- エ 必要に応じて地域ニーズ調査
- オ 地域が求めるサービスの検討
- カ 新たなサービスの担い手の養成やフォローアップの実施
- キ 事業及びサービスにかかる情報発信

(2) サービスの担い手の発掘・養成

- 支え合いサポーター養成講座を企画・開催

(3) 活動立上げ支援

- ア 支え合いサポーターの組織化
- イ サービス提供を想定する地域のニーズ把握
- ウ ニーズとサービスのマッチング支援
- エ 新たな活動を検討する地域住民等への情報提供

(4) 活動を継続するグループへの支援

- ア 窓口、訪問等による相談対応
- イ ニーズに応じたフォローアップ体制の整備
- ウ 第2層協議体と共に定期的な地域ニーズ調査

(5) はたらきかけ支援

- ア 地域住民の集まる機会への参加
- イ 当該事業のPR
- ウ 定期的な勉強会、意見・情報交換会の開催
- エ 窓口、訪問等による説明や相談対応

2 予算額 27,965 千円

【平成29年度新規事業】

(仮称) つどいの場創出支援事業の実施について

本市においては、介護予防事業を住民主体で参加しやすいものとするため、地域に根ざした介護予防活動の展開を図るため、高齢者を年齢や身体の状態によって分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる住民主体の介護予防事業の地域展開を目指して、市が介護予防に資すると判断した内容を地域の実情に応じて充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者やつどいの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進することを目的として本事業を実施する。

本会においては、平成18年度から、「いきいきデイクラブ事業」を市より受託し、市内138カ所において取り組みを進めてきたところであるが、市が平成29年度より、これまで実施してきた「いきいきデイクラブ事業」に変わる事業として、「つどいの場創出支援事業」を実施することとしたことから、介護予防並びにセルフケアマネジメント意識の醸成を図り、つどいの場が住民主体の活動として地域に定着し、高齢者の身近な介護予防活動の拠点となるよう整備を行い、活動支援の担い手となる活動支援サポーターの養成やフォローアップに取り組むこととする。

1 事業内容及び本会の役割

(1) 地域資源の整理

- ア つどいの場に関する情報収集
- イ 活動場所の提供や活動支援に関する情報を収集・集約

(2) コーディネート支援

- ア 活動プログラムのコーディネート
- イ 講師派遣の調整
- ウ サポーターの掘り起こし
- エ 活動継続と拡大にむけたニーズ把握

(3) 「つどいの場サポーター」の養成

- ア 受講者の名簿整理、サポーターの交流や意見交換会の実施
- イ サポーターを対象に、年1回以上のフォローアップ研修会の開催

(4) はたらきかけ支援

- ア つどいの場サポーターと連携し、活動中の課題の把握や解決策の検討
- イ 新規参加者を募り、広く開かれた活動となるよう支援
- ウ つどいの場の内容に関する助言・指導
- エ 新たに活動を検討する市民等からの相談受付、新規団体の立ち上げ支援

(5) 運営支援

- ア つどいの場の規約等の作成補助等運営に資する業務支援
- イ つどいの場支援にかかる補助及び補助金の申請並びに精算事務

(6) 関係機関との情報共有

- ア 長期欠席者の安否確認
- イ 必要時に基本チェックリストの実施、虚弱高齢者の早期発見と報告
- ウ 参加者に係る情報整理と適切な管理

2 予算額 44,653 千円

【参考：つどいの場の事業内容として】

1 事業内容

- (1) 運動を通じた健康づくり・介護予防に関すること
- (2) 正しい栄養摂取や食生活改善に関すること
- (3) 口腔機能の向上に関すること
- (4) 認知症予防に関すること
- (5) 地域介護予防活動拠点の整備に関すること

2 事業対象団体

- (1) 市内在住の 65 歳以上の高齢者の過半数で構成される、5 名以上の団体
- (2) 規定する健康づくり・介護予防に関する活動を、年度を通じて月 1 回以上行っているもしくは行う予定の団体
- (3) 自主的・継続的な活動ができる団体である、もしくは自主的・継続的な活動に向けた研修及び準備に取り組んでいる団体
- (4) 地域に対し、開かれた活動ができる団体
- (5) 行政や地域包括支援センター、社会福祉協議会と協働できる団体

住民支え合い事業の実施について

近年、高齢者世帯や単身世帯の増加、ご近所同士の関わり希薄化により、住民が抱える生活上の困り事が潜在化し、地域の問題がより深刻さを増すことが懸念されている。

そのような中、本会では、平成8年度から「小地域福祉活動事業」に取り組み地域活動を幅広く支援してきた。平成27年度から2か年に亘り、市からの受託として取り組んだ「いわき市住民支え合い活動づくりモデル事業」において、住民相互による自主的な支え合い活動をする体制づくりの効果が得られた。これらを踏まえ、平成29年度から、新たに小地域福祉活動事業を「住民支え合い事業」に改編することとした。

事業の実施にあたっては、地区協議会に配置の地域福祉コーディネーター（地区職員兼務）が生活支援コーディネーターと連携し、地域住民の生活圏域である行政区・自治会・小学校圏域を指定し、住民組織（第3層協議体）を形成し、協議体が抱える地域課題の解決に向け、住民と関係機関や本会が協働し、生活に不安を抱える方々を見守り、支援する体制の構築を図り、地域は地域で支え合う自主的福祉活動の推進につなげることとする。

また、いわき市住民支え合い活動づくりモデル事業の実施地区15か所に対し、協議体運営費用の助成を行うとともに、新規で支え合い活動の取り組みを希望する地区に対して、協議体の開催に向けて適宜支援を行うこととする。

なお、平成27年度及び平成28年度に、小地域福祉活動事業で指定された17地区については、指定期間が満了するまで助成継続するものとする。

1 事業内容

(1) 実施地区の指定（第3層協議体）

住民の生活圏である行政区・自治会・小学校区等を指定

(2) 行政区・自治会・小学校区等における活動

- ア 地域の福祉課題や生活支援ニーズの解決に向けて協議する協議体の設置
- イ 避難行動要支援者マップを作成し、支援対象者の把握や地域資源を確認
- ウ 住民支え合い活動への理解を深めるための研修会の開催
- エ 日常的な見守りや声掛け、話し相手などの訪問活動
- オ 住民同士の交流の場（つどいの場）の創出と展開
- カ 生活支援（ごみ出し、窓拭き、買物代行等）を実施
- キ その他関係する活動

(3) 本会（地区協議会含む）の役割

- ア 協議体設置に向けた情報提供
- イ 住民支え合い活動の創出に向けた助言
- ウ 住民支え合い活動開始後の内容検証
- エ 新たな住民支え合い活動の創出と実施に向けた検討
- オ その他必要な事項

2 予算額 2,360 千円

【平成29年度事業改編】

災害ボランティアセンターの常設について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、本会では、いわき市・災害ボランティアいわき・本会の三者協議のうえ、いわき市からの要請に基づき「いわき市災害救援ボランティアセンター」を立ち上げ、「災害復旧支援」にかかわる活動に取り組んできた。

また、同年8月からは、生活復興支援やコミュニティづくり等の活動が求められたことから「復興支援ボランティアセンター」に名称を変更し、いわき市から、災害救援・復興支援ボランティアセンター運営事業の業務委託を受け被災者支援に関するボランティアコーディネート等を行ってきたところである。

今般、平成29年3月末をもって、復興支援ボランティアセンター運営事業業務委託が終了となったことから、本事業を廃止し、新たに災害ボランティアセンターを常設体制に切り替え、本市内外の大規模災害への対応や復興支援に関するボランティア活動の支援・調整等に取り組むこととする。

1 主な事業内容

- (1) 災害・復興支援ボランティア活動についての調査・研究及び研修・訓練
- (2) 災害・復興支援ボランティア事前登録者の確保と育成
- (3) 災害・復興支援ボランティア活動についての広報・啓発及び情報提供
- (4) 災害・復興支援ボランティア活動に対する支援
- (5) 関係機関・団体とのネットワーク体制の構築

2 予算額 47千円

平成29年度事業計画

基本理念「誰もが住み慣れた地域で安全で安心して暮らし続けることができるまち いわき」

基本目標1 共に生きる社会の実現

地域で暮らす誰もが、お互いを理解し尊重し合うことのできる社会の実現を目指します。

基本計画1-1 意思の尊重（自己決定の尊重）

自己決定の尊重を、本会における福祉活動の基本とし、当事者本人の意向を確認し、その実現に向け支援します。

基本計画1-2 意欲の尊重

支援に際しては、本人のできることに、したいことを見極め、最大限尊重する必要があります。本人の嗜好やペース、ADLなどを把握しながら見守ることも必要です。

自己決定の尊重と同様、意欲の尊重を、本会における福祉活動の基本とします。

基本計画1-3 障がいや疾病等への理解

障がい者や疾病等を抱えた方が安心して暮らすためには、福祉サービスを充実するだけでなく、市民一人ひとりがその人らしく生活できるよう、市民間での共助を促進し、市民の福祉意識の啓発に努めます。

- ボランティア講座の開催

基本計画1-4 虐待防止体制の確立

育児や介護は、従事する方にとって大きな負担となってしまうことがあり、また、その負担を一人で抱えてしまう場合があります。

そうした育児や介護の負担を、地域の経験者や同様の悩みを持つ方たちと共有することで、解決又は軽減できるよう、関係機関・団体と連携しながら支援をします。

基本計画1-5 成年後見制度利用環境の整備

成年後見制度は、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者といった判断能力が不十分な人たちの権利擁護を目的としており、高齢者や障がい者が地域で暮らす上で不可欠の制度です。

今後、認知症高齢者等の増加が見込まれる中、制度に関する周知・啓発、関係機関の体制強化、新たなしくみづくりなどに取り組みます。

- 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の実施
- 成年後見制度（法人後見）の実施（新規）

基本目標 2 災害時等要援護者支援体制の確立

東日本大震災の経験を踏まえ、災害時に支援が必要な方々の把握、情報の共有、支援内容等、災害時に有効な支援体制を確立します。

基本計画 2-1 緊急時・災害時における対策

(1) 災害時等要援護者の把握

災害時に支援が必要と判断される要援護者の情報を地域内において共有化するため、地区保健福祉センターや地域包括支援センター等の関係機関や民生児童委員等と連携を図り、災害時等要援護者の把握に努めます。

- 避難行動要支援者マップ作成事業の実施
- ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業の実施
- 緊急連絡カード（兼）救急医療情報キット配備事業の推進
- 福祉情報誌配布と見守り訪問事業の実施
- 民生児童委員協議会・行政嘱託員連合協議会との連携

(2) 災害時における要援護者への対応

災害時に支援が必要な方に対し、関係機関・団体と情報共有するとともに、住民意識の醸成を促進するなど、迅速な対応ができるような仕組みを整備していきます。

- 災害ボランティアセンターの運営（改編）
- 市内外の NPO 団体等との連携・協働
- ボランティア講座の開催
- 災害見舞金支給事業
- 住民支え合い事業の実施（改編）
- 避難行動要支援者マップ作成事業の実施
- 避難行動要支援者登録の加入促進

(3) 自主防災組織の結成や防災訓練の実施など災害時の体制の整備

実際の災害時には組織だつてどのような対応をするのが適切なのか、冷静かつ迅速な対応ができるような住民主体の体制を整備します。

- 住民支え合い事業の促進（改編）
- ボランティア講座の開催
- 避難行動要支援者マップ作成事業の実施
- 住民福祉懇談会の開催
- 防災訓練への参画

(4) 福祉避難所の支援

災害発生時等に避難所での生活が困難な高齢者や障がい者等を受け入れるため、指定された福祉避難所に対して、市との協定に基づき、介護職員等の派遣をするなど、その運営を支援します。

- 福祉避難所の運営支援

基本目標 3 地域福祉を推進するためのしくみづくり

高齢者、障がい者、子ども等日常生活に何らかの支援を要する方々を支援する体制の確立を図ります。地域住民同士のつながりがあってこそ、課題の発見、早期対応が可能になります。向こう三軒両隣といった「ご近所づきあい」や地域行事への参加、地区協議会活動の促進、地域の核として活動されている方等を通じて、地域福祉の基盤づくりを進めていく必要があります。

基本計画 3-1 地域住民、事業者及び市との連携・協働

(1) 多様な主体同士の連携・協働による「まちづくり」

地域で活動している人や団体の活動内容を、地域の人々が必ずしも知っているとは限らないことから、横のつながりが重層的になるようなネットワークの構築に努めます。

- つながり・支え合う活動づくり事業の実施（新規）
- 住民支え合い事業の実施（改編）
- 避難行動要支援者マップ作成事業の実施
- 住民福祉懇談会の開催・支援
- 日常生活圏域の設定による協議体（地域福祉推進基礎組織※）の設置
- 地域ケア会議への参画

※ 自治会・町内会に福祉担当者を置いたり、自治会・町内会を基盤に福祉委員を置くなど、自治会・町内会などコミュニティ組織において福祉課題に取り組む組織づくり

基本計画 3-2 サービスの情報提供・相談窓口の確立

(1) 必要な情報の提供と各種相談窓口の充実

必要な情報が入手でき、市民にとって分かりやすく、利用しやすい窓口の設置に努めるとともに、サービスの情報の発信に努めます。

- 福祉総合相談センターの充実・強化
- 生活支援・相談センター設置の検討
- 広報紙の発行
- 福祉情報誌配布と見守り訪問事業の実施
- 地域子育て支援拠点事業の実施
- たすけあい子育てフードバンクの実施
- 被災者の生活支援
- ボランティア活動センターブログの更新
- ホームページの充実
- 生活福祉資金貸付事業
- 生活資金貸付事業
- 法外援護事業
- いわき市屋内遊び場 いわきっずもりもりの実施

基本計画 3-3 サービス提供者の育成・支援

(1) 生活していく中で必要なサービスの把握・対応の検討

公的なサービスとして利用できるもの以外に、日常生活の中でどのようなニーズが高いのかを把握するとともに、そのニーズを市民と共有し、対応について市民一人ひとりが考えていくよう努めます。

- 民生児童委員協議会・行政嘱託員連合協議会との連携
- 民生児童委員協議会・行政嘱託員連合協議会との連絡会の開催
- つながり・支え合う活動づくり事業の実施（新規）
- 住民支え合い事業の実施（改編）
- 被災者の生活支援
- 住民福祉懇談会の開催・支援
- 避難行動要支援者マップ作成事業の実施

(2) 事業者、ボランティアの円滑な業務遂行と資質向上

サービスの提供にあたっては、お互いの信頼関係を構築することが大切であることから、「提供者」側のサービス内容の適切な説明とともに、「利用者」側はサービスの範囲を理解することで、両者の信頼関係を築くよう努めます。また、苦情については、事業者のレベルアップにもつながると考えられることから、真摯に受け止め対応していきます。

- 住民参加型地域福祉活動の支援
- ボランティア講座の開催

基本計画 3-4 サービス利用に係る意識改革

(1) サービス利用者の「サービス利用への抵抗」意識の解消

制度化されている公的なサービスの利用促進を図り、支援が必要な方に対し、適切な時期に適切なサービスを提供できるよう支援します。

- 福祉総合相談センターの充実・強化
- つどいの場創出支援事業の推進（新規）
- 地域子育て支援拠点事業の実施
- 子育てサロン活動の促進
- 緊急連絡カード（兼）救急医療情報キット配備事業の推進
- 各種講座の開催（介護・介護予防講座）
- いわき市屋内遊び場 いわきっずもりもりの実施
- 産前・産後ヘルパー派遣事業（新規）

基本計画 3-5 利用者主体のサービスの実現

(1) 地域における活動の促進

日常生活の場面で、支援が必要な方の把握や、地域で活動している団体同士の交流を通して情報を共有し、活動を促進させるための支援をします。

- つながり・支え合う活動づくり事業の実施（新規）
- 住民支え合い事業の実施（改編）
- 避難行動要支援者マップ作成事業の実施
- 被災者の生活支援
- ボランティア保険の加入促進
- ボランティア基金の運営
- いわき市ボランティア連絡協議会活動の支援
- いわき市老人クラブ連合会の活動の支援
- 民間資金等の活用によるボランティア団体の活動支援
- 福祉活動支援バス借上げ助成事業の実施
- ボランティアルームの貸し出し

(2) 成年後見制度、日常生活自立支援事業の促進

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者といった判断能力が不十分な方など、自力ではその支援を利用することができない住民の方に対し、制度・事業に関する周知・啓発、関係機関の体制強化、新たなしくみづくりなどに取り組みます。

- 日常生活自立支援事業の実施
- 行政や地域包括支援センター等の関係機関・団体との連携や情報共有の促進
- 成年後見制度（法人後見）の実施（新規）

(3) 苦情解決方法の整備

サービスは、利用者と提供者（事業者）双方の信頼関係のもと行われることが大切であることから、利用者が苦情を自由に申し出ることができる環境を整備するとともに、事業者は苦情に真摯に対応するように促進していきます。

(4) 生活困窮者（世帯）自立支援（総合相談）の推進

地域住民の多様な生活課題を受け止め、支援につなげる機能を有する社協の役割を十分に発揮して、それらの生活課題を一元的に支援・解決するために、生活支援関係（生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業等）の各事業を集約するなどして、総合相談体制の強化に努めるとともに、行政や地域包括支援センター等の関係機関・団体と連携して、新たな体制を検討します。

- 福祉総合相談センターの充実・強化
- 生活支援・相談センター設置の検討

基本計画 3 - 6 保健・医療・福祉など関連分野の連携

(1) 関連分野における総合的なサービス

関係機関・団体が、それぞれの持つ情報を共有し、連携を強化することで、多種多様なニーズに応えることができる総合的なサービスの提供に努めます。

- 他機関・団体との連携による相談事業の推進
- 地域ケア会議への参画
- 保健・医療・福祉関係の各種会議等への参画
- 福祉団体等の活動支援
- 介護保険事業等の実施
- 福祉活動支援バス借り上げ助成事業の実施
- いわき市総合社会福祉大会の開催
- 各種大会への参加

基本目標 4 地域福祉を担う人づくり、組織づくり

地域づくりは、「人づくり」です。地域福祉を推進するためには、活動を担う人材は必要不可欠です。地域づくりをリードしていく人材や様々な地域福祉活動に協力する人材等の確保、さらに地域の課題については、地域の一員としての自覚のもと、地域全体で関わり、その解決の方向性について一人ひとりが考えていく必要があります。

基本計画 4-1 福祉意識の啓発及び広報活動の推進

(1) 住民意識啓発の推進

地域で暮らす誰もが地域の一員として平等であり、それぞれが互いに尊重し合う社会であることが「人づくり」にとって重要です。性別・年齢・国籍等にかかわらず、互いに認め合う人権を尊重した社会になるよう住民意識の醸成を図り、地域福祉活動に誰もが取り組めるようなしくみづくりに努めます。

- 住民参加型地域福祉活動の支援
- 企業・労働組合等の社会貢献活動の支援
- いわき市ボランティア連絡協議会の活動の支援
- いわき市老人クラブ連合会の活動の支援
- 広報紙の発行
- 各種講座・講演会の開催
- いわき市総合社会福祉大会の開催
- ボランティア基金収益助成配分

(2) 地域住民による地域の課題への「気づき」

日ごろ、地域福祉活動に携わっている方たちが一堂に会し、それぞれが把握している地域課題について共通理解を図ります。また、抽出された地域課題について住民に周知を図り、主体的な取り組みを推進します。

- 民生児童委員協議会・行政嘱託員連合協議会との連携
- 民生児童委員協議会・行政嘱託員連合協議会との連絡会の開催
- つながり・支え合う活動づくり事業の実施（新規）
- 住民支え合い事業の推進（改編）
- 避難行動要支援者マップ作成事業の実施
- 地域ケア会議への参画
- 住民福祉懇談会等の開催・支援
- 広報紙の発行

基本計画 4-2 福祉教育の推進

(1) 学校教育における「地域福祉」教育の推進

福祉の意識を育むため、児童・生徒を対象に福祉活動を見学したり、体験できるよう、地域、学校へ積極的に働きかけます。

- 児童生徒向け体験プログラムの実施
- ボランティアスクールの実施
- 高齢者擬似体験セットの貸し出し
- 福祉教育ビデオライブラリーの貸し出し

(2) 生涯学習における「地域福祉」の推進

広く住民を対象に福祉教育を行うため、地域における課題への「気づき」のきっかけとなる各種講座の充実に努めるほか、知識や経験を具体的な行動に移す環境づくりを推進します。

基本計画 4-3 必要な知識及び技術の習得・向上

(1) 必要な知識・技術がステップアップできる環境整備

講座受講により得た知識等を利用して実際の活動に活かしたり、他の人へその知識を伝えることを促進していくため、段階に応じた多種多様な講座を開催します。

- 各種講座の開催（ボランティア・介護技術等）
- 福祉人材センター協力指定事業の実施
- 福祉職場での実習生の受け入れ及び連絡調整
- 視察研修の受け入れ
- 各種福祉講座等へ職員を講師として派遣
- 各種福祉講座等の講師の連絡調整

基本計画 4-5 ボランティア（NPO）活動の育成・支援

(1) 情報提供による参加意識の啓発

住民が、社会貢献と自己実現を目的に、ボランティア活動を身近に感じ、気軽に、また、安心して活動に参加できる環境を整備します。

- ボランティア保険の加入促進
- ボランティア基金の運営（活動費助成）
- いわき市ボランティア連絡協議会活動の支援
- 民間資金等の活用によるボランティア団体の活動支援
- 福祉活動支援バス借上げ助成事業の実施
- ボランティアルームの貸し出し
- ボランティア講座の開催
- 市内外のNPO団体との連携・協働

基本目標5 地域福祉を推進するための環境づくり

誰もが住み慣れた地域で、安全に安心して暮らすことができる「生活の場」としての整備を進める必要があります。災害に備えた自主防災組織の組織化や、地域の様々な人々が交流し、ふれあいの中から連帯感を醸成していく場づくり、また、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりなど、生活者起点の環境整備を行っていく必要があります。

基本計画5-1 交流・連帯の場づくり

(1) 地域における交流・連帯の場づくり

地域での活動を進めていく上で、その拠点となり住民が気軽に立ち寄れる場の整備（機能の充実）に努めます。

- 住民支え合い事業の実施（改編）
- つどいの場創出支援事業の推進（新規）
- 被災者交流サロンの開催及び生活支援
- いわき市社会福祉センター（市民共有スペース・カンガルーひろば）の管理・運営
- いわき市屋内遊び場 いわきっずもりもりの実施

基本計画5-2 ユニバーサルデザインの推進

(1) 生活環境のユニバーサルデザイン

ノーマライゼーションの理念を基本とするユニバーサルデザインの考えの基に、誰もが、安全に安心して生活できるよう支援します。

- 車椅子貸出事業の実施
- 車椅子同乗移送車用自動車貸出事業の実施
- 高齢者疑似体験セットの貸し出し
- いわき市社会福祉センターの管理・運営

(2) 「心」のユニバーサルデザイン

ノーマライゼーションの理念を基本とするユニバーサルデザインの考えを一層普及啓発し、「心」のユニバーサルデザインの推進を図ります。

- 児童生徒向け体験プログラムの実施
- ボランティアスクールの実施
- 高齢者疑似体験セットの貸し出し
- 福祉教育ビデオライブラリーの貸し出し
- ボランティア講座の開催
- 住民支え合い事業の推進（改編）

組織および組織運営

地域福祉を推進する中核的な団体として「住み慣れた地域で安全で安心して暮らし続けることができる地域社会」を推進することを使命として、地域福祉への住民参加による活動を推進します。

(1) 組織体制

公共性と民間性を併せ持つ地域福祉をすすめる団体として、事業に係る意思決定や事業運営を行います。

- 理事会・評議員会の開催
- 監査の実施
- 各種専門委員会の開催
- 地区幹事会・福祉推進会の開催
- 福祉推進委員等役員研修の実施

(2) 財源および財務運営

会費・寄付金・共同募金配分金・基金財源などの「民間財源」、補助金・委託費などの「公費財源」、介護報酬・社会福祉センター経営などの「事業収入財源」を財源として運営するとともに、効率的事業推進により安定的な財務運営に努めていきます。

- 会員会費の推進
- 共同募金運動の推進
- 歳末たすけあい運動の推進
- ボランティア基金の運営
- 補助・受託事業の実施
- 介護保険事業の実施
- いわき市社会福祉センターの管理・運営

(3) 職員体制および職員研修

事業を推進するうえで適切な職員体制をとるとともに、事務事業の実践能力や専門性の向上が、市民サービスの向上と組織の活性化に直結することから、職務を通じた研修やテーマごとの研修を実施し、また、全国社会福祉協議会や福島県社会福祉協議会等の様々な団体が実施する研修会や講習会へ職員を派遣するなど、計画性と継続性をもって職員の資質向上を図っていきます。

- 計画的な職員の採用
- 職員の資格取得の奨励
- 職場内研修の実施
- 職場外研修の実施

